島根県医療費適正化計画(第2期)の進捗状況について

1 医療費適正化計画について

- 国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、平成18年6月 に成立した医療制度改革関連法により、都道府県は医療費適正化計画を策定する こととなりました。
- 本計画は高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもので、島根県では平成20年4月に「島根県医療費適正化計画(第1期)」を策定(計画期間:平成20年度~平成24年度)し、現在、第2期計画(計画期間:平成25年度~平成29年度)の期間中です。

2 計画の進捗状況について

○ 計画の進捗状況については、これまで計画期間の中間年度及び最終年度の翌年度 に、中間評価及び実績評価を行い公表してきましたが、平成27年5月の高齢者 の医療の確保に関する法律の改正により、年度ごとに進捗状況を国が示す様式に より公表することとなりました。

3 進捗状況の内容について

- 第2期計画の進捗状況(H29年度)については別表のとおりです。
 - <公表項目>
 - 特定健康診査の実施率
 - 特定保健指導の実施率
 - メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
 - たばこ対策(喫煙率)
 - ・ 平均在院日数の短縮
 - ・医療費

島根県医療費適正化計画(第2期)進捗状況(H29年度)

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 見解 | 備考 |
|--|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------------------------|---|--|
| 住民の健康の保持の推進 | | | | | | | | | (目標値) | | |
| 特定健康診査の実施 | 施率(%) | 44.4 | 45.1 | 46.9 | 47.4 | 50.6 | 53.5 | _ | 70.0% | 各保険者による取組により、年々少しずつ実施率は伸びてきているが、H29年度の目標達成は非常に厳しい状況。 今後も引き続き、保険者間において好事例の情報共有を図るほか、効果的な広報の実施など、より連携した取組を進めていく必要がある。 | |
| 特定保健指導の実力 | 特定保健指導の実施率(%) | | 19.4 | 18.7 | 21.8 | 20.1 | 19.8 | _ | 45.0% | 実施率向上に向け保険者毎に工夫して取り 組んでいるがH25年度以降減少傾向にある。 今後も引き続き、保険者間において好事例の 情報共有を図るほか、地域や職域へのアプローチや効果的な保健指導の実施が一層必 要である。 | |
| メタボリックシンドロー 当者及び予備群の》 (%) ※対22年度比 | | | 2.1 | -5.1 | 2.7 | 0.9 | 0.9 | | 25.0% | H26年度、H27年度と減少率は横ばいで推移 しており、H29年度の目標達成は困難である。 生活習慣病予防のため、健康づくり等の県民 運動を推進しているところであるが、今後も引 き続き壮年期へのアブローチが必要である。 | 減少率の算出式は欄外のとおり |
| たばこ対策 (喫煙率:%) | 男性 | 30.7 | _ | _ | (32.6) | _ | _ | 27.4 | 21.5% | サポート、普及啓発の取組の結果、H22に比 ベ男女共に減少した。 | H22年度、H28年度は島根県健康栄養調査(1回/5年)集計値。 H25年度は国民生活基礎調査データ (成人喫煙率)を参考値として記載。 |
| | 女性 | 7.0 | _ | _ | (6.3) | _ | _ | 4.4 | 5.1% | | |
| 医療の効率的な提供の推 | 医療の効率的な提供の推進 | | | | | | | | | | |
| | 医療機能の強化・連携等を通 じた平均在院日数の短縮 (日) | | 32.1 | 31.5 | 31.1 | 30.2 | 29.0 | 28.5 | _ | | H29年度数値目標の設定なし。 |
| 医療に要する費用の見通し | | | | | | | | | | | |
| 医療費(億円) | 医療費(億円) | | 2,452 | 2,465 | 2,503 | 2,548 | 2,628 | _ | 適正化前 2,765億円 適正化後 2,743億円 | 医療費適正化に向け、各保険者で取組を行い、情報共有などを行っている。 引き続き、関係機関が連携し、適正化に資する取組を検討し、実施していく。 | H23年度、H26年度、H27年度は公表 値。 H24年度、H25年度は国による推計値。 |

※減少率は、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数が、基準年度(H22年度)と比べてどれくらい増減したか割合で示したもので、次の計算式により算出。

H22年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数一該当年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数計算式=

H22年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数

なお、2時点を比較をするため、H22年度も該当年度も同じ基準人口(該当年(比較年)の住民基本台帳人口(県人口))を用いて推定数を算出。











